都市緑化支援機構の指定 申請要領

令和6年11月

国土交通省都市局 都市環境課

1. はじめに

現在、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号。以下「法」という。)及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和 41 年法律第 1 号。以下「古都保存法」という。)に基づき、都道府県等は、都市に残る貴重な緑地を特別緑地保全地区及び歴史的風土特別保存地区(以下「特別緑地保全地区等」という。)として指定し保全しているところです。この制度では、特別緑地保全地区等内の土地所有者による建築行為等を規制する代わりに、所有者から申出があった場合には、都道府県等に買入れの義務が発生します。一方で、多くの都道府県等において、財政的な制約が課題となっているほか、買入れ後に行う大規模な整備・管理に係るノウハウや人材の不足が深刻となっています。

このような背景を踏まえ、都道府県等による機動的な買入れを支援するとともに、買入れ後の緑地について専門的知見に基づく緑地の機能の維持増進を図る事業を効果的かつ効率的に行う観点から、国土交通大臣が、全国で一つの法人を都市緑化支援機構として指定すること等を内容とする都市緑地法等の一部を改正する法律(令和6年法律第40号)が令和6年5月29日に公布され、同年11月8日に施行されます。

これを踏まえ、国土交通省では、法第 69 条に基づく都市緑化支援機構の指定の申請を受け付けます。申請される方は、本要領をお読みいただき、申請されるようお願いいたします。

(参考) 都市緑化支援機構の業務について

都市緑化支援機構は、以下の業務を実施します。

- ① 都道府県等からの要請に基づき、特別緑地保全地区等内で土地の買入れ申出をした所有者 から当該土地を買い入れること。
- ② ①の土地の区域内において機能維持増進事業を行うこと。
- ③ ②のほか、①の土地の管理を行うこと。
- ④ 都道府県等への①の土地の譲渡を行うこと。(買入れの日から起算して 10 年以内の期間で、 都道府県等との間で締結される協定に基づき、保有期間を設定。)
- ⑤ 優良緑地確保計画の認定事業者に対し、認定された計画に従って行われる緑地確保事業の 実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。
- ⑥ 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ⑦ 緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- ⑧ 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑨ 上記の各業務に附帯する業務を行うこと。※法第70条及び古都保存法第14条を参照。

2. 申請受付期間

令和6年11月8日(金)~令和7年1月10日(金)午後6時15分まで(必着)

3. 申請の方法

(1)申請方法

2. の申請受付締切日までに、原則として電子メールにより、(2)の提出先メールアドレス宛に提出してください。

提出に当たっては、メールの件名を「都市緑化支援機構の提出書類(応募者名)」とし、本文に事業者名、連絡先、担当者名を必ず明記してください。

添付するファイルが 10 メガバイトを超える場合は分割して送信し、送信メールの件名及びファイル名の最後に何分割の何番目(例えば「1/3」など)であるかを必ず記載してください(圧縮ファイルは使用しないでください)。

<u>メール送信後に問い合わせ先に連絡し、着信していることを必ず確認してください。</u>

(2)提出先・問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館

国土交通省 都市局 都市環境課 都市緑化支援機構担当 宛

電話 03-5253-8295

提出先メールアドレス: hqt-toshi-midori/at/gxb. mlit. go. jp

※スパムメール対策のため、「@」を「/at/」と表示しておりますので、送信する際には「@」 へ変更してください。

(3)提出書類

書 類 名

- (1)都市緑化支援機構指定申請書【指定様式:(別添)申請書】
- (2)添付書類(以下の①~⑩の書類)
- ① 定款の写し
- ② 登記事項証明書
- ③ 役員及び支援業務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類
- ④ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類(※1)
- ⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(※2)
- ⑥ 現に行っている業務の概要を記載した書類(※3)
- ⑦ 役員が法第69条第2項に該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面
- ⑧ 申請の日に属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(ただし、申請の日に属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)
- ⑨ 支援業務の実施に関する計画を記載した書類(※4)
- ⑪ その他参考となる事項を記載した書類(※5)
- (※1) 理事会等の議事録等とする。
- (※2) 組織図、体制図を含む実施体制を説明した書類とする。
- (※3) 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する業務や研究活動、全国的な関連団体とのネットワーク等を記載した書類(事業計画書等)とする。
- (※4) 支援業務の年間の実施計画等を記載した書類とする。
- (※5) 収支予算書、決算報告書、事業報告書等とする。
- (注)様式が指定されているもの以外は、様式自由とする。

(4) 申請に当たっての留意事項

- ① 電子メールによる提出は、国土交通省のメールサーバが受信した時刻を提出日時とします。 システムの不具合の発生等に備えて余裕を持った提出を心がけてください。
- ② ファイル形式は、PDF 形式のファイルとします。
- ③ 申請の際、今後の連絡窓口として、2名以上の方の連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を登録していただきます。
- ④ 提出書類等は、その理由の如何にかかわらず、変更を行うことはできません。なお、申請内容を変更しない範囲での、記載事項のより適切な表現への訂正や、記載事項の文意の明確化の観点からの補足資料の提出は可能な場合がありますので、個別にご相談ください。
- ⑤ 提出書類等は、返却はしません。
- ⑥ 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- ⑦ 提出書類等について、国土交通省は、審査以外の目的において提出者に無断で使用しないものとします。提出書類等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年 法律第 42 号)に基づき、開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される可能性があります。

4. 申請の審査

- (1) 次の①から⑥までの全ての要件を満たしていなければ、都市緑化支援機構の指定を行いません。
- ① 都市における緑地の保全及び緑化の推進を支援することを目的とする一般社団法人又は 一般財団法人であること。【法第69条第1項】
- ② 支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。【法第69条第1項第1号】
- ③ 支援業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務を行うことによって支援業務 の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。【法第69条第1項第 2号】
- ④ 都市における緑地の保全及び緑化の推進について十分な知見を有し、かつ、十分な活動実績を有すること。【施行規則第29条第1号】
- ⑤ 支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な体制を確保していること。【施行規則第 29条第2号】
- ⑥ 申請者が次のいずれにも該当しないこと。【法第69条第2項】
 - (ア) 法又は法に基づく命令若しくは処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (イ) 法第 79 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者
 - (ウ) その役員のうちに、(ア) に該当する者がある者
- (2)(1)の申請要件を満たしている者が1者の場合は、当該者を都市緑化支援機構として指定します。
- (3)(1)の申請要件を満たしている者が複数者いる場合は、特に(1)②、④、⑤について審査を行い、より条件を満たす1者を都市緑化支援機構として指定します。 主な審査の視点は以下の通りです。
 - ② 支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。【法第69条第1項第1号】
 - ・健全な財務状況か (財務情報の整理・公表を行っているか、財務状況から今後の業務継続性が見込まれるか 等)
 - ・都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する類似業務実績があるか。
 - ・役員及び職員が支援業務の実施に資する資格、職歴を有しているか。
 - ④ 都市における緑地の保全及び緑化の推進について十分な知見を有し、かつ、十分な活動実績を有すること。【施行規則第29条第1号】
 - ・都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する研究活動や支援活動等を通じた知見、 全国的な有識者・関連団体等とのネットワーク、活動実績があるか。 等

- ⑤ 支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な体制を確保していること。【施行規則 第29条第2号】
 - ・支援業務に従事する人員・組織体制が明確であり、支援業務に必要な人員が確保されているか。 等

(4) 結果の通知等

審査結果は、審査の終了後、国土交通省から申請者に速やかに通知します。

(参考) 関係法令

〇都市緑地法(昭和48年法律第72号)(抄)

(土地の買入れ)

- 第十七条 都道府県等は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十四条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買い入れるものとする。
- 2 前項の規定による申出があつたときは、都道府県知事にあつては当該土地の買入れを希望する町村又は第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第七十条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地保全・緑化推進法人」という。)を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は緑地保全・緑化推進法人を、当該土地の買入れの相手方として定めることができる。
- 3 前項の場合においては、土地の買入れの相手方として定められた都道府県、町村又は緑地保全・緑化推進法人が、当該土地を買い入れるものとする。
- 4 第一項又は前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

第七章 都市緑化支援機構

(支援機構の指定)

- 第六十九条 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、都市緑化支援機構(以下「支援機構」という。)として指定することができる。
 - 一 支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するもの であること。
 - 二 支援業務以外の業務を行っている場合にあつては、その業務を行うことによって支援業務 の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとして、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定(以下この章において「指定」 という。)を受けることができない。
 - この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - 二 第七十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 - 三 その役員のうちに、第一号に該当する者がある者

- 3 国土交通大臣は、指定をしたときは、支援機構の名称、住所及び支援業務を行う事務所の所 在地を公示しなければならない。
- 4 支援機構は、その名称、住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援機構の業務)

- 第七十条 支援機構は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 第十七条の二第一項の規定による都道府県等の要請に基づき、第十七条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れること。
 - 二 前号の買入れに係る対象土地の区域内において機能維持増進事業を行うこと。
 - 三 前号に掲げるもののほか、同号に規定する対象土地の管理を行うこと。
 - 四 第十七条の二第三項第四号の期間内において都道府県等への対象土地の譲渡を行うこと。
 - 五 第八十九条第三項に規定する認定事業者に対し、第九十条に規定する緑地確保事業の実施 のために必要な資金の貸付けを行うこと。
 - 六 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - 七 緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
 - 八 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行うこと。
 - 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務規程の認可)

- 第七十一条 支援機構は、国土交通省令で定めるところにより、特定緑地保全業務に関する規程 (以下この条及び第七十九条第二項第三号において「業務規程」という。)を定め、国土交通 大臣の認可を受けなければならない。
- 2 業務規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 特定緑地保全業務を行うべき土地の基準に関する事項
 - 二 業務実施協定の締結に関する事項
 - 三 特定緑地保全業務の実施の方法に関する事項
 - 四 特定緑地保全業務の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関する事項
 - 五 その他特定緑地保全業務に関し必要な事項として国土交通省令で定める事項
- 3 支援機構は、業務規程の変更をするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 4 支援機構は、第一項又は前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務規程を公表しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項又は第三項の認可をした業務規程が特定緑地保全業務を適正かつ確 実に実施する上で不適当となつたと認めるときは、支援機構に対し、その業務規程を変更すべ きことを命ずることができる。

(事業計画等)

- 第七十二条 支援機構は、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 2 支援機構は、前項の認可を受けた事業計画書及び収支予算書を変更するときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 3 支援機構は、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

- 第七十三条 支援機構は、国土交通大臣の許可を受けなければ、支援業務の全部又は一部を休止 し、又は廃止してはならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(区分経理)

- 第七十四条 支援機構は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。
 - 一 特定緑地保全業務
 - 二 第七十条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
 - 三 第七十条第六号から第八号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

(帳簿の記載等)

第七十五条 支援機構は、支援業務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(秘密保持義務等)

- 第七十六条 支援機構の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、支援業務に関して知り 得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 2 支援業務に従事する支援機構の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告徴収及び立入検査)

第七十七条 国土交通大臣は、支援業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、支援機構に対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、支援機構の事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(監督命令)

第七十八条 国土交通大臣は、支援業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、支援機構に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

- 第七十九条 国土交通大臣は、支援機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。
 - 一 第六十九条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 2 国土交通大臣は、支援機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
 - 支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
 - 二 第六十九条第四項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条又は第七十五条の規定に 違反したとき。
 - 三 第七十一条第一項又は第三項の認可を受けた業務規程によらないで支援業務を行つたとき。
 - 四 第七十一条第五項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

- 第八十条 前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合において、国土交通大臣が その取消し後に新たに指定をしたときは、取消しに係る支援機構の特定緑地保全業務に係る財 産は、新たに指定を受けた支援機構に帰属する。
- 2 前項に定めるもののほか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合における特定緑地保全業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

〇都市緑地法施行規則(昭和 49 年建設省令第 1 号)(抄)

(支援機構の指定の基準)

- 第二十九条 法第六十九条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 都市における緑地の保全及び緑化の推進について十分な知見を有し、かつ、十分な活動実績を有すること。
 - 二 支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な体制を確保していること。

〇古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第40号)(抄)

(都市緑化支援機構による特定土地保全業務)

- 第十三条 府県は、前条第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該府県における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構(都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構をいう。以下この条から第十五条までにおいて同じ。)に対し、当該土地(以下この条及び次条において「対象土地」という。)について、次条第一項各号に掲げる業務(以下この条において「特定土地保全業務」という。)を行うことを要請することができる。
- 2 前項の規定による要請を受けた都市緑化支援機構は、当該要請に係る対象土地が次条第二項 の規定により読み替えて適用する都市緑地法第七十一条第二項第一号に規定する基準に該当す ると認めるときは、遅滞なく、当該要請をした府県に対し、特定土地保全業務を実施する旨を 通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知をした都市緑化支援機構及び同項の府県は、当該通知の後速やかに、 特定土地保全業務の実施のため、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下この条及び第十 五条において「土地保全業務実施協定」という。)を締結するものとする。
 - 一 都市緑化支援機構が次条第一項第一号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの時期
 - 二 都市緑化支援機構が次条第一項第二号に掲げる業務として行う機能維持増進事業の内容及 び方法
 - 三 都市緑化支援機構が次条第一項第三号に掲げる業務として行う対象土地の管理の内容及び 方法
 - 四 都市緑化支援機構が第一号の買入れに係る対象土地を保有する期間(当該買入れの日から起算して十年を超えないものに限る。)
 - 五 前号の期間内において都市緑化支援機構が次条第一項第四号に掲げる業務として行う府県 への対象土地の譲渡の方法及び時期
 - 六 都市緑化支援機構による第一号から第三号まで及び前号に規定する業務の実施に要する費 用であつて府県が負担すべきものの支払の方法及び時期
 - 七 その他国土交通省令で定める事項
- 4 都市緑化支援機構は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れるものとする。
- 5 前項の規定による買入れをする場合における対象土地の価額は、時価によるものとし、当該 買入れに要した費用は、第二項の府県が、土地保全業務実施協定の内容に従つて負担するもの とする。
- 6 前二項に定めるもののほか、都市緑化支援機構は、土地保全業務実施協定の内容に従って、 特定土地保全業務を行わなければならない。
- 7 第五項に定めるもののほか、府県は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、第三項第六号 に規定する費用を負担するものとする。

(都市緑化支援機構の業務の特例)

- 第十四条 都市緑化支援機構は、都市緑地法第七十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務 を行うことができる。
 - 一 前条第一項の規定による府県の要請に基づき、第十二条第一項の申出をした者から対象土 地を買い入れること。
 - 二 前号の買入れに係る対象土地の区域内において機能維持増進事業を行うこと。
 - 三 前号に掲げるもののほか、同号に規定する対象土地の管理を行うこと。
 - 四 前条第三項第四号の期間内において府県への対象土地の譲渡を行うこと。
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の規定により都市緑化支援機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における都市緑地法 第七章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、次の表の上欄に掲げる同 法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

hala I I by hala	44-4-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	at the first to A Market and the first to A Market I for
第七十一条第一項	特定緑地保	特定緑地保全業務及び特定土地保全業務(古都にお
	全業務	ける歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四
		十一年法律第一号。以下「古都保存法」という。)
		第十三条第一項に規定する特定土地保全業務をい
		う。以下同じ。)(以下「特定緑地保全業務等」と
		いう。)
第七十一条第二項第一号及	特定緑地保	特定緑地保全業務等
び第三号から第五号まで並	全業務	
びに第五項並びに第八十条		
第七十一条第二項第二号	業務実施協	業務実施協定及び土地保全業務実施協定(古都保存
	定	法第十三条第三項に規定する土地保全業務実施協
		定をいう。)
第七十二条第一項及び第三	支援業務	支援業務及び特定土地保全業務
項並びに第七十五条		
第七十四条	業務ごと	業務及び特定土地保全業務ごと
第七十六条第一項	支援業務	支援業務又は特定土地保全業務(以下「支援業務
		等」という。)
第七十六条第二項、第七十	支援業務	支援業務等
七条第一項、第七十八条、		
第七十九条第二項第一号及		
び第百十五条第二項		
第百十七条第八号	第七十五条	第七十五条(古都保存法第十四条第二項の規定によ
		り読み替えて適用する場合を含む。)
第百十七条第九号	第七十七条	第七十七条第一項(古都保存法第十四条第二項の規
	第一項	定により読み替えて適用する場合を含む。)

都市緑化支援機構指定申請書

令和 年 月 日

国土交通大臣 斉 藤 鉄 夫 殿

郵便番号 住所 団体名・代表者名

							注	法人番号			(13桁)			

都市緑地法(昭和48年法律第72号)第69条第1項の規定により、都市緑化 支援機構の指定を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

記

- 1 名称及び住所
- 2 支援業務を行おうとする事務所の所在地
- 3 支援業務を開始しようとする年月日